

(プレスリリース)

2023年2月24日
沖縄電力株式会社

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法
第52条第1項に基づく追加の報告徴収に対する報告について

当社は、令和5年2月10日付で経済産業省からの「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下、「再エネ特措法」)第52条第1項に基づく報告徴収について」(以下、「報告徴収」)において、同省が保有し、一般送配電事業者へ閲覧権限を付与されている「再エネ業務管理システム※」のIDおよびパスワード(以下、「ID等」)を小売部門7名の社員が利用していることが判明し、同省へ報告したところ、令和5年2月16日付で追加の報告徴収を受領いたしました。

これを踏まえ、小売部門による再エネ業務管理システムに対する不適切なアクセスおよび閲覧の調査を引き続き行ったところ、再エネ特措法に基づいて電気の買取契約の締結や契約変更を行う際、国の認定情報と一致しているか確認が必要なときにアクセスした社員が新たに2名判明し、合計9名となりました。今回の事象の原因調査・分析および再発防止策について検討を行い、本日、経済産業省へ報告しましたのでお知らせいたします。

当社といたしましては、今回の事案を重く受け止めており、深くお詫び申し上げます。

公益事業を担う電気事業者としての責任を改めて強く認識し、再発防止に努めるとともに、さらなるコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

<再発防止策>

- ・ 新たにID等を使用できる職員の条件を明示し、不適切な共有がされないようID等の管理を徹底。
- ・ 許可された職員以外が、再エネ業務管理システムのID等を要求およびアクセスすることを禁止、当該取り組みの周知を徹底。
- ・ FIT認定情報等を確認(認定失効の有無や変更認定の手続き実施の有無)する方法について、確認方法をマニュアルで明確化。
- ・ FIT買取業務に特化した個別の研修を定期的実施。

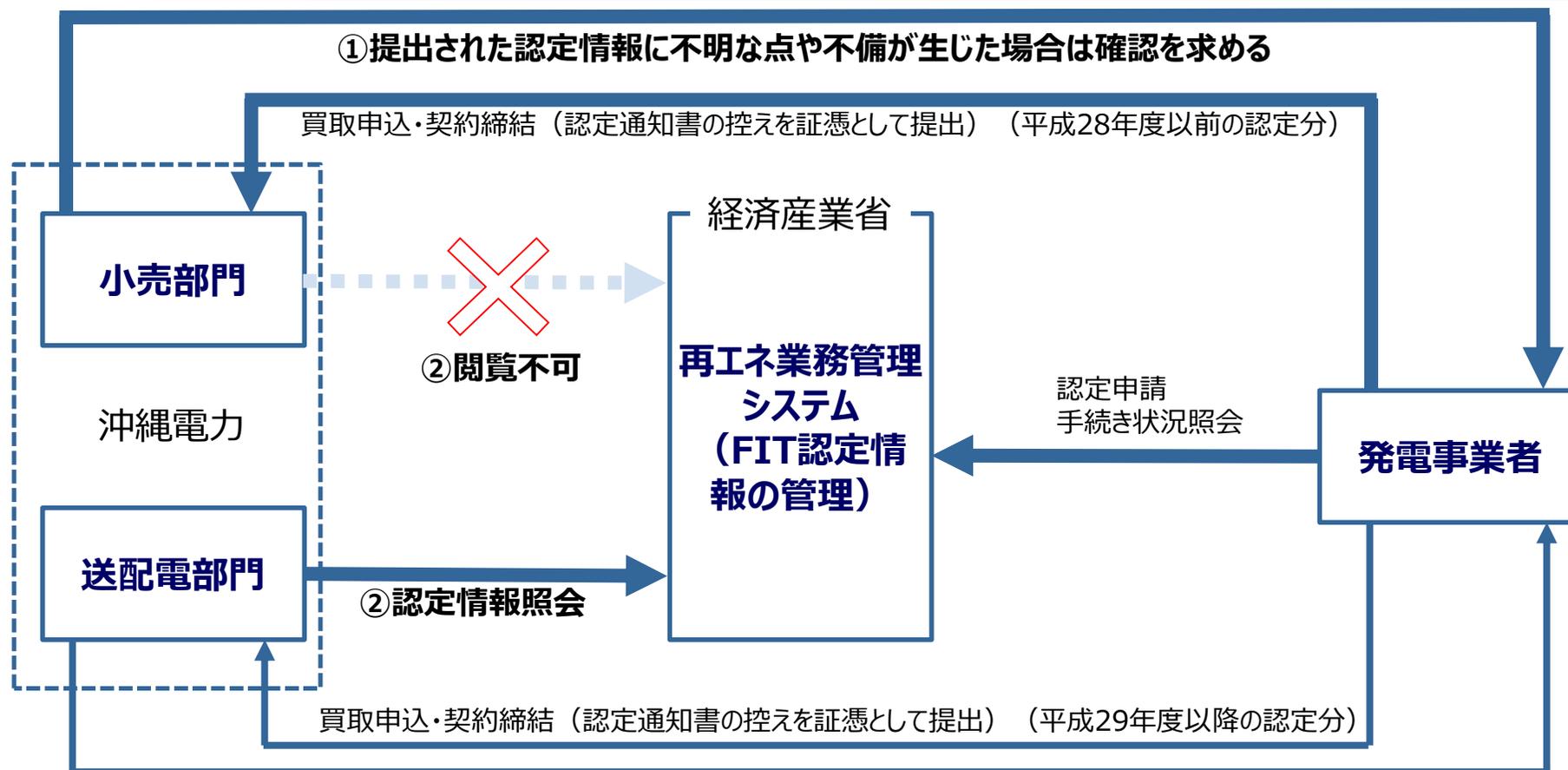
今後、上記以外の追加的な措置について、継続的に検討してまいります。

(別紙) 再エネ業務管理システムの当社の利用状況について

※ 経済産業省が保有し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定情報等を管理する業務用システム。一般送配電事業者は自社供給区域の認定事業者の情報へアクセスできるアカウントが付与されている。

以上

別紙：再エネ業務管理システムの当社の利用状況について



<認定情報の確認作業について>

- ①：発電事業者のFIT認定状況（認定失効の有無）／発電事業者の変更の場合は認定名義変更手続きの有無
- ②：認定情報の確認について、送配電部門は再エネ業務管理システムにて国の情報の直接閲覧が可能。
小売部門についてはシステムの閲覧ができないため、本来であれば発電事業者に対して、国への確認を促すべきところ、スムーズな契約手続きを進める観点から、送配電部門より同システムへのログインID・パスワードを借用して確認を行ってまいりました。